

平成20年度から住宅ローン控除が変わります
 所得税で控除しきれなくなった分を
 市県民税で調整します



問合せ先 市民税課 (☎51・2203 🌐 <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/zei/index.html>)

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用者に対する調整措置

税源移譲により所得税が減少することで、平成19年分以降の住宅ローン控除が所得税より大きくなり、控除しきれなくなる場合があります。その場合、平成11年から18年までに入居した方に限り、所得税で控除しきれなかった差額分を平成20年度分以降の市県民税から控除できるようになります。

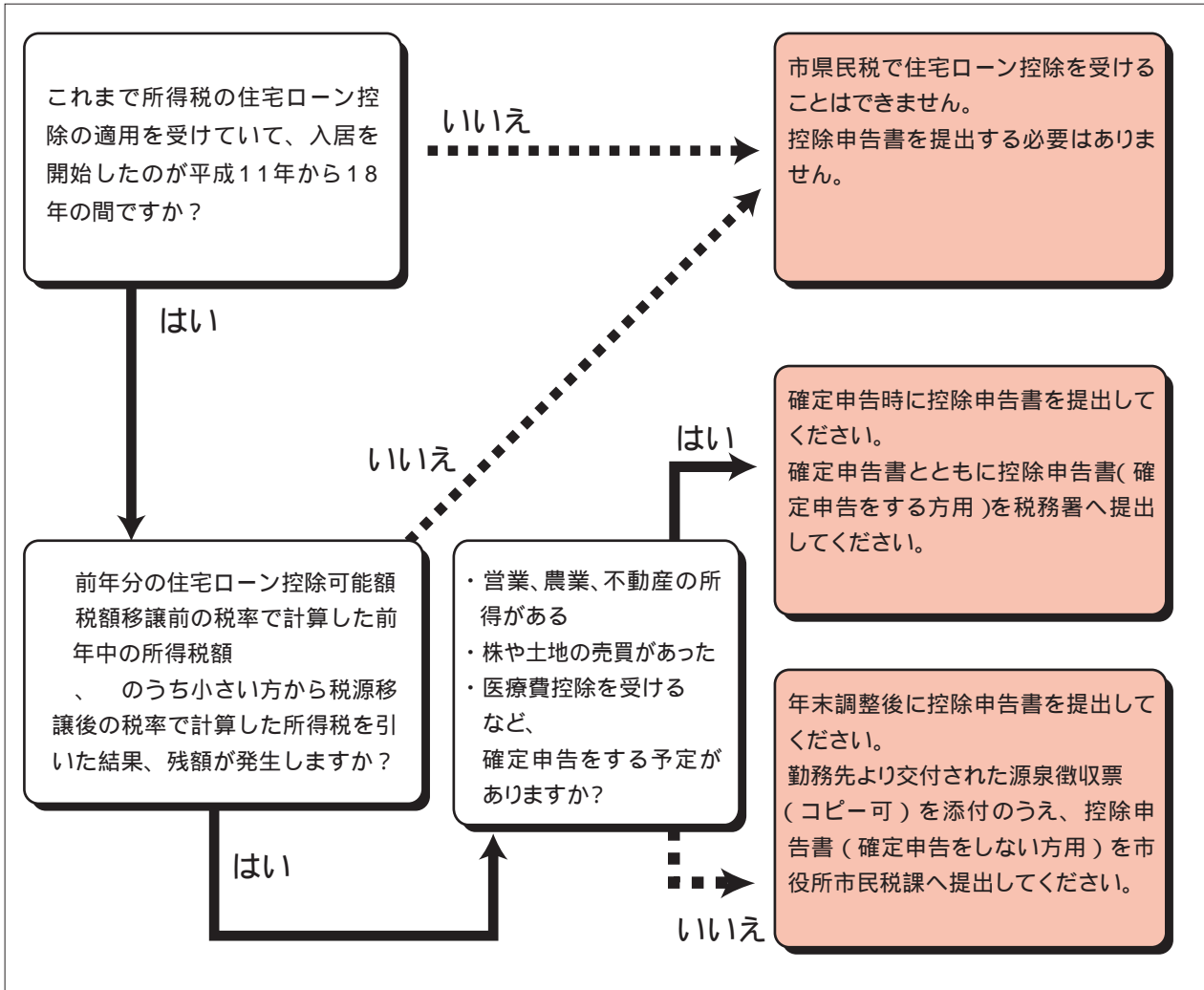
申告の手続き

控除を受ける方は、毎年3月15日まで(平成20年は3月17日まで)に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。確定申告をする方と年末調整のみの方では申告書の種類と提出先が異なりますので注意してください。(下表)

なお、市県民税で住宅ローン控除を受けるためには、毎年申告していただく必要があります。

申告書は市役所市民税課(西館2階)で配付しているほか、豊橋市のホームページからもダウンロードできます。

市県民税の住宅ローン控除を受けるための流れ

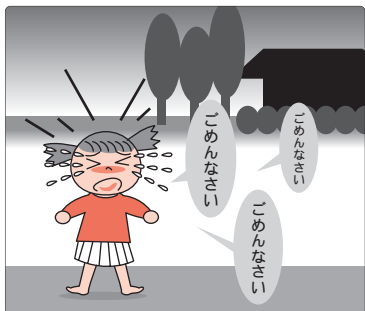


きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

11月は児童虐待防止推進月間

問合先 子育て支援課 ☎51・2327)

もしかしたら虐待なのかも？



近所の学校に通っている子どもが、親に叱られている声が毎日のように聞こえてきます。時には、家の外に出されている姿を見かけます。



近所から、決まって夕方になると子どもの泣き声が聞こえてきます。時には火がついたように泣く赤ちゃんの声が聞こえ、とても心配になるときがあります。

平成18年度の児童虐待相談対応件数は、全国で37,343件(速報値)あり5年前の23,274件から約60%増加しています。地区別で見ると、過去に児童虐待で大きく報道された地区の通告相談件数が前年に比べ大きく伸びています。これは、地域の中で児童虐待への関心が高まった結果と考えられます。平成18年度に豊橋市へ寄せられた児童虐待相談件数も増加しており、前年比約65%増となっています。

児童虐待の早期発見をするために

子どもの泣き声などの背景には、虐待があることもありますので一概に「子どもは泣くものだから」とか「しつけの一環だから」と決め付けず、「これは行き過ぎているのでは?」「泣きすぎでは?」と感じたら、地域の主任児童委員や市役所に相談ください。児童虐待は、地域からの孤立や相談する相手、話す相手がいないなどの場合に起こることが多く、親からのSOSでもありません。叱っている親を責めるのではなく、ひどい状態になる一歩手前で支援の方向へつないでいくことが、早期の発見と予防にとっても重要であるといえます。

虐待とは

児童虐待とは、次の行為により子どもへ身体的・精神的負担をかけることです。身体的虐待 なくる、ける、おぼれさせるなど身体に傷を負わせたり、ケガが生じる恐れのある暴行を加えたりする。性的虐待 身体にいたずらをしたり、わいせつな写真・ビデオを見せたりするなどわいせつな行為をする、させる。ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車内や家に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど、養育を怠ったり拒否したりする。心理的虐待 言葉による脅し、存在の無視、兄弟間の扱いを差別する、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス(DV)を行うなど、心理的負担をかける。

心配なときは相談してください

虐待かなと心配なときはまず相談。そして通告をしてください。通告した虐待が、間違いでも通告した人が罰せられることはありません。心配なときはまず相談してください。

身近にある虐待の通告窓口

子育て支援課 ☎51・2327)

家庭児童相談室 ☎54・7830)

東三河児童相談センター

(☎54・6465)

各地区の民生児童委員、主任児童委員さんへ

通告した人のプライバシーは守られます

その他の相談窓口

子育てなどの悩みや不安、心配なこと

母子保健センター ☎51・2375)

吉田方子育て支援センター

(☎33・1135)

東山こどもセンター

(☎41・5344)

各保育園、幼稚園

教育相談

教育会館 ☎33・2115)